

国家公務員共済組合連合会では、令和8年熊本地震により被災された以下の年金受給者の方が提出する届書について、提出期限を令和9年1月27日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも令和9年1月27日までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

【対象となる年金受給者の方】

令和8年熊本地震に伴う災害に際し、災害救助法が適用された市区町村の区域に令和8年7月28日において住所を有する当会の年金受給者で、誕生日が7月1日から12月31日までの間にある方

【対象となる災害救助法適用市町村】

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

【対象となる届書】

- ・ 加給年金額対象者に係る届出
- ・ 身上報告書
- ・ 障害状態等確認届